

学校法人佐久学園 一般事業主行動計画

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法)

すべての教職員がその能力を発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標	ワークライフバランスを高めるため、各個人における年次有給 休暇の取得率を付与日数の70%以上とする
-----	--

取組内容	令和6年8月～	・計画的な有休取得の奨励 ・年次有給休暇取得状況についての実態の把握 ・取得率が低い場合、本人及び所属長に対する通知、取得促進指導の実施
	令和7年3月	・進捗状況を確認し目標達成に向けた取組の見直しを行う
	令和7年4月	・経営トップからのメッセージの発信
	令和7年4月～	・計画的な有休取得の奨励 ・GW、夏季休暇、年末年始等に合わせた連続休暇取得の奨励 ・年次有給休暇取得状況についての実態の把握 ・取得率が低い場合、本人及び所属長に対する通知、取得促進指導の実施
	令和8年3月～	・進捗状況を確認し目標達成に向けた取組の見直しを行っていく。